

災害（さいがい）で 被害（ひがい）を 受（う）けた人（ひと） への 支援（しえん）

◎ 地震（じしん）や 風（かぜ）、水（みず）などの 災害（さいがい）で 被災（ひさい）した人（ひと）が 早（はや）く いつもの生活（せいかつ）が できるように 宇都宮市（うつのみやし）では 支援（しえん）を 行（おこな）っています。

※問（と）い合（あ）わせするところの 電話番号（でんわばんごう）は、市外局番（しがいきよくばん）「028」を 省略（しょうりゃく）しています。

1 生活一般（せいかついっぱん）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
り災証明書（さいしょうめいしょ）の発行（はっこう） ※家（いえ）が 壊（こわ）れた人（ひと）の ための 書類（しゅるい）	証明発行（しょうめいはっこう）	災害（さいがい）で 家（いえ）や 建物（たてもの）などが 壊（こわ）れたときは、市（し）に 電話（でんわ）などで 連絡（れんらく）をします。 後日（ごじつ）、市職員（ししょくいん）が 壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）を確認（かくにん）・調査（ちようさ）し、「被災者台帳（ひさいしゃだいちょう）」に 登録（とうろく）したあと、その内容（ないよう）を 証明（しょうめい）する書類（しゅるい）を 出（だ）します。 ※壊（こわ）れているところや 壊（こわ）れている物（もの）が わかる写真（しゃしん）を 撮影（さつえい）しておきます。	・本人確認（ほんにんかくにん）ができるもの ※運転免許証（うんでんめんきょしょう）や 在留（ざいしゅう）カード など ・委任状（いにんじょう） ※代（か）わりの 人（ひと）が 申込（もうしこ）みを する場合（ばあい）	【被害（ひがい）のある 家（いえ）や 建物（たてもの）の 調査（ちようさ）】 資産税課（しさんぜいか） (632) 2253・2257 【証明書（しょうめいしょ）の 発行（はっこう）】 市民課（しみんか） (632) 2265・2267 各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちようじょ）
水（みず）の 災害（さいがい）にあったときの 衛生対策（えいせいたいさく）と 消毒（しょうどく）の 相談（そうだん）	現物支給（げんぶつしきゅう）	【対象（たいしょう）】 大雨（おおあめ）などで 家（いえ）や 建物（たてもの）などに 水（みず）が 入（はい）った人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・水（みず）に 浸（ひた）った 床（ゆか）や 壁（かべ）、家具（かぐ）、食器（しょっき）などの 消毒（しょうどく）の やり方（かた）や 消毒薬（しょうどくやく）などの 相談（そうだん） ・下水道（げすいどう）や トイレから あふれた水（みず）などで 病気（びょうき）になる 恐（おそ）れが あるときの 相談（そうだん）	・相談（そうだん）したい人（ひと）は 電話（でんわ）してください。	保健所保健予防課（ほけんじょほけんよぼうか） (626) 1115
災害見舞金（さいがいみまいきん） ※災害（さいがい）で けがをした人（ひと）が 市役所（しやくしよ）から もらえるお金（かね）	給付・還付（きゅうふ・かんぷ）	【対象（たいしょう）】 ・災害（さいがい）で 亡（な）くなられた人（ひと）と 一緒（いっしょ）に 住（す）んでいた 遺族（いぞく）、災害（さいがい）の 大（おお）きな怪我（けが）で 1か月以上（げついじょう）の 治療（ちりょう）を 受（う）ける 必要（ひつよう）がある人（ひと） ・災害（さいがい）で 生活（せいかつ）する 家（いえ）に 被害（ひがい）があった 世帯主（せたいぬし） ※世帯主（せたいぬし）…家（いえ）を 代表（だいひょう）する人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）の 内容（ないよう）に 対応（たいおう）した 見舞金（みまいきん）を 支給（しきゅう）します。 ・死亡者（しぼうしゃ）1人（ひとり）＝10万円（まんえん）、大（おお）きな怪我（けが）をした人（ひと）1人（ひとり）＝5万円（まんえん） ・全壊（ぜんかい）・全焼（ぜんしょう）・流出（りゅうしゅつ）・埋没（まいぼつ）、1戸（こ）＝10万円（まんえん） 半壊（はんかい）・半焼（はんしょう）・半埋没（はんまいぼつ）・床上浸水（ゆかうえんすい）、1戸（こ）＝5万円（まんえん） ・床上浸水（ゆかうえんすい）、1戸（こ）＝1万円（まんえん） ・一部損壊（いちぶそんかい）（特定（とくてい）の災害（さいがい）に限（かぎ）ります）、1戸（こ）＝1万円（まんえん）	・宇都宮市（うつのみやし）が 行（おこな）う 被害調査（ひがいちようさ）を 参考（さんこう）にし、対象者（たいしょうしゃ）に 連絡（れんらく）します。 ※申込書（もうしこみしょ）などは いりません。 ・床下浸水（ゆかしたしんすい）は 申込（もうしこみ）が必要（ひつよう）です。 ・床下浸水（ゆかしたしんすい）は、令和（れいわ）6年（ねん）8月（がつ）（つ）24日（にち）以降（いこう）、特定（とくてい）の災害（さいがい）に限（かぎ）らず大雨（おおあめ）による被害（ひがい）が対象（たいしょう）	生活安心課（せいかつあんしんか） (632) 2819
総合相談（そうごうそうだん）	サービス	【対象（たいしょう）】 被災（ひさい）した人（ひと）など 【内容（ないよう）】 ・災害（さいがい）の 問（と）い合（あ）わせや 相談（そうだん） ・関係（かんけい）する 機関（きかん）や 団体（だんたい）への 案内（あんない）	・なし	広報広聴課（こうほうこうちようか） (632) 2835 【平日（へいじつ）】 午前（ごぜん）8:30～午後（ごご）5:15 ※上（うえ）の 時間（じかん）以外（いが）いは コールセンター（632）2222へ 電話（でんわ）してください。

健康相談（けんこうそうだん）	サービス	【対象（たいしょう）】 健康（けんこう）が 心配（しんぱい）な人（ひと） 【内容（ないよう）】 健康（けんこう）についての 相談（そうだん）	・なし	・保健（ほけん）センター （627）6666 ・市役所（しやくしょ）2階（かい） 保健福祉総務課（ほけんふくしそうむか）（宇都宮市役所内（うつのみやしやくしよない）、宝木（たからぎ）、豊郷地区（とよさとちく）） （632）2941 ・平石地区市民（ひらいしちくしみん）センター（平石（ひらいし）、清原（きよはら）、瑞穂野地区（みずほのちく）） （661）2369 ・富屋地区市民（とよさとちくしみん）センター（城山（しろやま）、国本（くにもと）、富屋（とみや）、篠井地区（しのいちく）） （665）3698 ・姿川地区市民（すがたがわくしみん）センター（陽南（ようなん）、横川（よこかわ）、姿川（すがたがわ）、雀宮地区（すずめのみやちく）） （645）4535 ・河内地区市民（かわちちくしみん）センター（上河内（かみかわち）、河内地区（かわちちく）） （671）3205
土（ど）のうの 無料配布（むりょうはいふ） ※土（ど）のう…土（つち）が入（はい）っている袋（ふくろ）。水（みず）や 土（つち）が 移動（いどう）することを 防（ふせ）ぎます。	現物支給（げんぶつしきゅう）	【対象（たいしょう）】 浸水（しんすい）の 被害（ひがい）を 減（へ）らすために 「土（ど）のう」が 欲（ほ）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・1世帯（せたい）で 10～20袋（ふくろ）（自分（じぶん）で 配布（はいふ）しているところに 取（と）りに 行（い）きます。）	・なし	都市基盤保全（としきばんほぜん）センター （661）0057 各消防署（かくしょうぼうしよ）・各分署（かくぶんしよ） 各地区市民（かくちくしみん）センター
学校（がっこう）の 用品（ようひん）の 給与（きゅうよ）	現物支給（げんぶつしきゅう）	【対象】 家（いえ）の全壊（ぜんかい）、半壊（はんかい）、または 床上浸水（ゆかうえしんすい）で 学校（がっこう）の 用品（ようひん）を 使（つか）うことができず、勉強（べんきょう）するのに 困（こま）っている市立（しりつ）小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）の 子（こ）ども 【内容（ないよう）】 教科書（きょうかしょ）や 文房具（ぶんぼうぐ）などの 学校（がっこう）の 用品（ようひん）を 現物（げんぶつ）で 支給（しきゅう）します。	・希望（きぼう）する人（ひと）は、電話（でんわ）で 通（かよ）っている 自分（じぶん）の 小・中学校（しょう・ちゅうがっこう）に 相談（そうだん）してください。	学校管理課（がっこうかんりか） （632）2708 ※市立以外（しりついがい）（私立（しりつ）・県立（けんりつ）など）の 学校（がっこう）に 通（かよ）っている 子（こ）どもは、通（かよ）っている 自分（じぶん）の 学校（がっこう）に 電話（でんわ）してください。
外国人相談（がいこくじんそうだん）	サービス	【対象（たいしょう）】 外国人（がいこくじん）で 生活（せいかつ）や 被災（ひさい）して 困（こま）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・生活（せいかつ）や 災害（さいがい）の 相談（そうだん） ・関係（かんけい）する 機関（きかん）や 団体（だんたい）の 案内（あんない）	・なし	国際交流（こくさいこうりゅう）プラザ （616）1563・1564 【受付時間（うけつけじかん）】 午前（ごぜん）10:00～午後（ごご）8:00 ※ポルトガル語（ご）や スペイン語（ご）、英語（えいご）、中国語（ちゅうごくご）、タイ語（ご）、ベトナム語（ご）で 相談（そうだん）したい人（ひと）は 言語（げんご）ごとに 曜日（ようび）や 時間（じかん）などが 違（ちが）います。 事前（じぜん）に 電話（でんわ）などで 聞（き）いてください。

2 住宅（じゅうたく）関係（かんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しゅるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
市営住宅（しえいじゅうたく）の り災入居（さいにゅうきよ）	一時使用許可（いちじしやうきょか）	【対象（たいしょう）】 火（ひ）や 水（みず）などの 災害（さいがい）で 住（す）んでいた 家（いえ）に 住（す）めなくなり、困（こま）っている人（ひと） 【住（す）める期間（きかん）】 申込（もうしこ）みの日（ひ）から 6か月以内（げついない）	・申込書（もうしこみしょ） ・り災証明書（さいしょうめいしょ） ・誓約書（せいやくしよ）	住宅政策課（じゅうたくせいざくか） （632）2553
り災住宅（さいじゅうたく）補修等（ほしゅうとう）利子補給（りしほききゅう）補助（ほじょ）	助成・補助（じょせい・ほじょ）	【対象（たいしょう）】 銀行（ぎんこう）などから、お金（かね）を借（か）りて、家（いえ）を直（なお）す工事（こうじ）をした人（ひと） 【内容（ないよう）】 工事（こうじ）のために、お金（かね）を借（か）りたとき（1千万円（せんまんえん）までが対象（たいしょう））の利息分（りそくぶん）（年（ねん）2%まで）を補助（ほじょ）します。	・申込書（もうしこみしょ） ・り災証明書（さいしょうめいしょ） ・工事（こうじ）の契約書（けいやくしよ） ・お金（かね）を借（か）りたときの契約書（けいやくしよ）など	住宅政策課（じゅうたくせいざくか） （632）2735
仮設建築物（かせつけんちくぶつ）への制限（せいげん）の 緩和（かんわ）	その他（た）	【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）が あってから 1か月以内（げついない）に 工事（こうじ）を 始（はじ）める 応急仮設建築物（おうききやうかせつけんちくぶつ） など ※市（し）が 決（き）めた 区域（くいき）のみ（防火地域（ぼうちちいき）は対象（たいしょう）になりません） ※応急仮設建築物（おうききやうかせつけんちくぶつ）…災害（さいがい）を 受（う）けた人（ひと）が 自分（じぶん）で 使（つか）うために 建築（けんちく）するもので、延（の）べ面積（めんせき）が 30㎡以内（い）のもの 【内容（ないよう）】 建築基準法令（けんちくききゅんほうれい）の 規定（きてい）が 適用（てきやう）されない	・申込書（もうしこみしょ）などはいりません ※ただし、工事（こうじ）が 終（お）わったあと 3か月（げつ）を超（こ）えて、建築物（けんちくぶつ）を保（たも）とうとするときは許可（きょか）をとる申込（もうしこ）みが 必要（ひつよう）となります。	建築指導課（けんちくしどうか） （632）2577

3 減免（げんめん）など ※お金（かね）を 安（やす）くすること

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせるところ
市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）の減免（げんめん） ※市（し）や 県（けん）に 払（は）う税金（ぜいきん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 住（す）んでいる家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その家（いえ） または 家具（かぐ）などの 価格（かかく）の 30%以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）で 税金（ぜいきん）の 支払（しはら）いが 難（むずか）しい人（ひと） ※本人（ほんにん） または その扶養親族（ふようしんぞく）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）などの 場合（ばあい）のみ ※扶養親族（ふようしんぞく）…生活（せいかつ）を 養（やしな）う家族（かぞく） 【内容（ないよう）】 法律（ほりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。	・市民税（しみんぜい）・県民税（けんみんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしよ）	市民税課（しみんぜいか） (632) 2233・2221・2214・2217
固定資産税（こていしさんぜい）の 減免（げんめん） ※土地（とち）や 家（いえ）、償却資産（しょうきやくしさん）などを 持（も）っている人（ひと）が 払（は）う 税金（ぜいきん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 持（も）っている家（いえ）や 建物（たてもの）に ひどい被害（ひがい）（半壊以上（はんかいいじょう））を 受（う）けた人（ひと） 【内容（ないよう）】 法律（ほりつ）と 条例（じょうれい）などにより、実態（じったい）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。	・固定資産税減免申請書（こていしさんぜいげんめんしんせいしよ）	資産税課（しさんぜいか） (632) 2253・2257
国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ） ※免除…お金（かね）を 払（は）らわないこと	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半壊（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を 失（う）しな い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく） ・上（うえ）に 書（か）いてある 要件（ようけん）のほか、預金調査（よきんちょうさ）も あります。	・減免申請書（げんめんしんせいしよ）	保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2316
国民健康保険（こくみんけんこうほけん）の 保険税（ほけんぜい）の 減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 家（いえ） または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その 価格（かかく）の 100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしょとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと） ※被保険者（ひほけんしゃ） または その世帯主（せたいぬし）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）の場合（ばあい）のみ ※被保険者（ひほけんしゃ）…国民健康保険（こくみんけんこうほけん）保険者証（ほけんしゃしょう）を 使（つか）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。	・国民健康保険税（こくみんけんこうほけんぜい）減免申請書（げんめんしんせいしよ） ・り災証明書（さいしょうめいしよ）	保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2320
後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の 医療費（いりょうひ）一部負担金（いちぶふたんきん）の 免除（めんじょ）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半壊（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を 失（う）しな い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・病院（びょういん）の 支払（しはら）いの 免除（めんじょ）・減額（げんがく）をします。	・減免申請書（げんめんしんせいしよ）	保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2333

後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）の加入者（かにゅうしゃ）の保険料（ほけんりょう）の減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 家（いえ）または 家具（かぐ）などの 損害（そんがい）の 金額（きんがく）（保険金（ほけんきん）などの 補填分（ほてんぶん）を 除（のぞ）く）が、その 価格（かかく）の 100分（ぶん）の30以上（いじょう）であり、前年（ぜんねん）の 合計所得金額（ごうけいしよとくきんがく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の人（ひと） ※被保険者（ひほけんしゃ） または その世帯主（せたいぬし）が 持（も）っている 家（いえ） または 家具（かぐ）の 場合（ばあい）のみ ※被保険者（ひほけんしゃ）…後期高齢者医療（こうきこうれいしゃいりょう）被保険者証（ひほけんしゃしょう）を 使（つか）っている人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。	・後期高齢者医療保険料減免申請書（こうきこうれいしゃいりょうほけんりょうげんめんしんせいしょ） ・災害（さいがい）などによる 家（いえ）や 家具（かぐ）などの 財産（ざいさん）の 被害（ひがい）に 関（かん）する 申立書（もうしたてしょ） ・災害（さいがい）などによる 家（いえ）や 家具（かぐ）などの 財産（ざいさん）の 損害金額（そんがいきんがく）の 内訳書（うちわけしょ） など	保険年金課（ほけんねんきんか） (632) 2333
介護保険料（かいごほけんりょう）の減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象】 前年（ぜんねん）の 所得（しよとく）が 1,000万円以下（まんえんいか）の 世帯（せたい）で、本人（ほんにん） または 世帯主（せたいぬし）の 家（いえ）や 家具（かぐ）、その他（た）の 財産（ざいさん）に ひどい損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 減免（げんめん）します。	・介護保険料減免等申請書（かいごほけんりょうげんめんとうしんせいしょ） ・り災証明書（さいしやうめいしょ） ・保険金（ほけんきん）や 損害賠償額（そんがいばいしょうがく）が わかる書類（しるい）	高齢福祉課（こうれいふくしか） (632) 2907
ごみ処理手数料（しりてすうりょう）の減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 火災（かさい）、風（かぜ）、水（みず）の 災害（さいがい）などで 家（いえ）や 建物（たてもの）に 損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被害（ひがい）のあった 家（いえ）や 建物（たてもの）の 建築廃材（けんちくはいざい）などのうち、清掃工場（せいそうこうじょう）での 処理（しり）ができる ごみについて 受入（うけい）れ、このうち、一般居住用（いっぱんきょじゅうよう）のごみは、処理手数料（しりてすうりょう）を 減免（げんめん）します。	・一般廃棄物処理手数料減免申請書（いっぱんはいきぶつしりてすうりょうめんじょしんせいしょ） ・り災証明書（さいしやうめいしょ）	廃棄物施設課（はいきぶつしせつか） (632) 2666
し尿（によう）くみ取（と）り手数料（てすうりょう）の減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 くみ取（と）り式（しき）の便槽（べんそう）（トイレ）からの汚（よご）れたものを貯（た）めておくところに雨（あめ）の水（みず）が流（なが）れてきて、急（いそ）いでくみ取（と）る必要（ひつよう）がある人（ひと） 【内容（ないよう）】 くみ取（と）り手数料（てすうりょう）を減免（げんめん）します。	・申込書（もうしこみしょ）	ごみ減量課（げんりやうか） (632) 2423
保育料（ほいくりょう）の減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 所得（しよとく）が 1,000万円以下（まんえんいか）で、家（いえ）が 半壊以上（はんかいいじょう）の 損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）した 世帯（せたい）の 保育料（ほいくりょう）を 減免（げんめん）します。	・保育費減免申請書（ほいくひげんめんしんせいしょ） ・り災証明書（さいしやうめいしょ） ・課税証明書（かぜいしやうめいしょ） ・損失額明細書（そんしつがくめいさいしょ）	保育課（ほいくか） (632) 2393・2394
児童扶養手当（じどうふようてあて）の所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい） ※児童扶養手当…18歳（さい）までの子（こ）どもを ひとりで 育（そだ）てている親（おや）が 市役所（しやくしょ）から もらえるお金（おかね）。収入（しゅうにゅう）によって 決（き）まります。 ※特例…特別（とくべつ）に 認（み）とめること	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の 支給（しきゅう）が 止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から 保険（ほけん）などの 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて 計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅうていし）の 解除（かいじょ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に 確認（かくにん）する 令和（れいわ）6年（ねん）の 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を 返（かえ）す 必要（ひつよう）が あります。	・被災状況書（ひさいじょうきょうしょ）	子（こ）ども政策課（せいさくか） (632) 2386
特別（とくべつ）障（しょう）がい者（しゃ）手当（てあて）の 所得制限（しよとくせいげん）の特例（とくれい） ※特例…特別（とくべつ）に 認（み）とめること	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の 支給（しきゅう）が 止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から 保険（ほけん）などの 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅうていし）の 解除（かいじょ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に 確認（かくにん）する 令和（れいわ）6年（ねん）の 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を 返（かえ）す 必要（ひつよう）が あります。	・被災状況書（ひさいじょうきょうしょ）	障（しょう）がい福祉課（ふくしか） (632) 2362

特別児童扶養手当（とくべつじどうふようてあて）・障（しょう）がい児福祉手当（じふくしてあて）の 所得制限（しょとくせいげん）の 特例（とくれい） ※特例…特別（とくべつ）に 認（み）と めること	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えて、手当（てあて）の 支給（しきゅう）が止（と）まっている人（ひと）で、被害額（ひがいがく）が 家（いえ）や 家具（かぐ）などの財産（ざいさん）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）があった人（ひと） ※被害額（ひがいがく）から 保険（ほけん）などの 給付金（きゅうふきん）で 補充（ほじゅう）された金額（きんがく）を 除（のぞ）いて計算（けいさん）します。 【内容（ないよう）】 所得（しよとく）による 手当（てあて）の 支給停止（しきゅうていし）の 解除（かいじょ） ※ただし、令和（れいわ）7年度（ねんど）に確認（かくにん）する 令和（れいわ）6年（ねん）の 所得額（しよとくがく）が 制限額（せいげんがく）を超（こ）えていたときは、手当（てあて）を 返（かえ）す 必要（ひつよう）が あります。	・被災状況書（ひさいじょうきょうしょ）	子（こ）ども政策課（せいさくか）（632）2387
国民年金（こくみんねんきん）第1号被保険者（だいいごうひほけんしゃ）の 保険料（ほけんりょう）の 免除（めんじょ）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象】 家（いえ）や、家具（かぐ）、その他（た）の 財産（ざいさん）の 被害金額（ひがいきんがく）が、その 価格（かかく）の 約（やく）2分（ぶん）の1以上（いじょう）の 損害（そんがい）があった人（ひと） 【内容（ないよう）】 国民年金保険料（こくみんねんきんほけんりょう）を 免除（めんじょ）します。	・国民年金保険料免除（こくみんねんきんほけんりょうめんじょ）・納付猶予申請書（のうふゆうよしんせいしょ） ・被災状況届（ひさいじょうきょうとどけ）（その他（た）の 被害（ひがい）の場合（ばあい）） ・その他（た）、必要（ひつよう）な 書類（しるい）が ある場合（ばあい）が あります。	保険年金課（ほけんねんきんか）（632）2327
市奨学金（ししょうがくきん）・入学一時金（にゅうがくいちじきん）の 返還猶予（へんかんゆうよ） ※返還猶予…お金（かね）を 返（かえ）すのを 待（ま）つこと	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 市奨学金（ししょうがくきん）と 入学一時金（にゅうがくいちじきん）を 返（かえ）している人で、災害（さいがい）の 被害（ひがい）があり、返（かえ）すことが 難（むずか）しい人（ひと） 【内容（ないよう）】 被災（ひさい）の 状況（じょうきょう）に 応（おう）じて 返還（へんかん）を 猶予（ゆうよ）します。	・猶予願（ゆうよねがい） ・り災証明書（さいしょうめいしょ）	教育企画課（きょういくきかくか）（632）2705
マイナンバーカードなどの 再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の 減免（げんめん）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 マイナンバーカードを 失（な）くした 宇都宮市（うつのみやし）に 住民登録（じゅうみんとろく）がある人（ひと）で、り災台帳（さいだいちょう）へ 登録（とうろく）が 終（お）わっている人（ひと）（同一世帯員（どういつせたいいん）などを含（ふく）む。） 【内容（ないよう）】 マイナンバーカードの 再交付手数料（さいこうふてすうりょう）の 減免（げんめん）します。	【マイナンバーカードの 再交付（さいこうふ）】 ①～③を 窓（まど）ぐち）に 持（も）って来（き）てください。 ①本人確認書類（ほんにんかくにんしるい）2点（てん）（原本（げんぽん）） ②運転免許証（うんでんめんきょしょう）や 旅券（りょけん）、在留（ざいりゅう）カード など ③顔写真（かおじゃしん）（縦（たて）4.5cm、横（よこ）3.5cm、6か月以内（いけつない）に 撮影（さつえい）した写真（しゃしん）。ただし、正面（しょうめん）・帽子（ぼうし）は かぶらない・背景（はいけい）が ないのもの） ※顔写真（かおじゃしん）は、市役所（しやくしょ）市民課（しみんか）で 撮影（さつえい）することが できます。 ④り災証明書（さいしょうめいしょ）（宇都宮市以外（うつのみやし以外）の 被災（ひさい）した場合（ばあい）） ⑤個人番号（こじんばんごう）カード 交付申請書（こうふしんせいしょ） ⑥個人番号（こじんばんごう）カード 紛失・廃止届（ふんしつ・はいしとどけ） ⑦個人番号（こじんばんごう）カード 再交付手数料（さいこうふてすうりょう）免除申請書（めんじょしんせいしょ）	市民課（しみんか）（632）5266 各地区市民（かくちくしみん）センター 各出張所（かくしゅつちやうじょ）
産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の 自己負担（じこふたん）の 免除（めんじょ）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし）または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が 仕事（しごと）を 失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 産後（さんご）ケア事業（じぎょう）の 基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）（宿泊型（しゅくはくがた）30,000 円（えん）、通所型（つうしよがた）10,000円（えん）、訪問型（ほうもんがた）7,500円（えん）のうち 2割（わり）の 自己負担（じこふたん）を 免除（めんじょ）します。（ただし、基準（きじゅん）上限額（じょうげんがく）を 超（こ）えた金額（きんがく）は 全部（ぜんぶ） 支払（しはら）います。）	・利用者負担額減額（りようしゃふたんがくげんがく）・免除等申請書（めんじょとうしんせいしょ）	子ども支援課（しえんか）（632）2388

障（しょう）がい福祉（ふくし）サービスなどの利用者負担額（りようしゃふたんがく）の免除（めんじょ）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい） （い）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 ・障（しょう）がい福祉（ふくし）サービスなどを 使（つか）う人（ひと）の お金（かね）の 支払（しはら）いを 免除（めんじょ）します。 ・対象（たいしょう）になるサービス など 障（しょう）がい福祉（ふくし）サービス 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう） （移動支援事業（いどうしえんじぎょう）、日中（にっちゅう）一時支援事業（いちじしえんじぎょう）、訪問入浴（ほうもんにゅうよく）サービス、地域活動（ちいきかつどう）センター事業（じぎょう）） 補装具（ほそうぐ）、日常生活用具給付（にちじょうせいかつようぐきゅうふ） ※施設（しせつ）に 入所（にゅうしょ）している時（とき）の 食費（しょくひ）・居住費（きょじゅうひ）などは 自分（じぶん）で 払（は）う 必要（ひつよう）が あります。	・利用者負担額減額・免除等申請書（りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしよ）	【障（しょう）がい福祉（ふくし）サービス、地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）（移動支援事業（いどうしえんじぎょう）、日中（にっちゅう）一時支援事業（いちじしえんじぎょう）、訪問入浴（ほうもんにゅうよく）サービス、地域活動（ちいきかつどう）センター事業（じぎょう））】 障（しょう）がい福祉課（ふくしか） （632）2339・2869 【補装具（ほそうぐ）、日常生活用具給付（にちじょうせいかつようぐきゅうふ）】 障（しょう）がい福祉課（ふくしか） （632）2363
小児慢性（しょうにまんせい）特定疾病（とくていしつぺいじょう）の 日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）に 必要（ひつよう）な お金（かね）（自分（じぶん）で 払（はら）う 分（ぶん））の 免除（めんじょ）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 ①～⑤のうち、どれかに 当（あ）てはまる人（ひと） ①住（す）んでいる家（いえ）の 全半壊（ぜんはんかい） （い）、全半焼（ぜんはんしょう）、床上浸水（ゆかうえしんすい） または 同（おな）じような 被害（ひがい）にあった人（ひと） ②生計維持者（せいけいいじしゃ）が 死亡（しぼう）または ひどいけがや ひどい病気（びょうき）になった人（ひと） ③生計維持者（せいけいいじしゃ）の いる場所（ばしょ）が 分（わ）からない人（ひと） ④生計維持者（せいけいいじしゃ）の 仕事（しごと）が 廃止（はいし） または 休止（きゅうし）している人（ひと） ⑤生計維持者（せいけいいじしゃ）が仕事（しごと）を失（うしな）い、現在（げんざい） 収入（しゅうにゅう）がない人（ひと） 【内容（ないよう）】 小児慢性特定疾病児童（しょうにまんせいとくていしつぺいじょう）の 日常生活用具（にちじょうせいかつようぐ）に 必要（ひつよう）な お金（かね）（自分（じぶん）で 払（はら）う 分（ぶん））を 免除（めんじょ）します。 ※ただし、基準額（きじゅんがく）を 超（こ）えた分（ぶん）については 全部（ぜんぶ） 自分（じぶん）で 払（はら）います。	・利用者負担額減額・免除等申請書（りようしゃふたんがくげんがく・めんじょとうしんせいしよ）	子（こ）ども支援課（しえんか） （632）2296
上下水道料金（じょうげすいどうりょうきん）の減額（げんがく）	減免・猶予（げんめん・ゆうよ）	【対象（たいしょう）】 災害（さいがい）により家屋等（かおくとう）の清掃作業（せいそうさぎょう）に水道水（すいどうすい）を使用（し）した方（かた）で、り災証明書（さいしやうめいしよ）の交付（こうふ）を受（う）けた方（かた） 【内容（ないよう）】 家屋等（かおくとう）の清掃作業期間（せいそうさぎょうきかん）（検針期間（けんしんきかん）1期分（きぶん））の使用水量（しやうすいりやう）から最大（さいだい）で10㎡（りっぽうめーとる）を差（さ）し引（ひ）き、上下水道料金（じょうげすいどうりょうきん）を算定（さんてい）して減額（げんがく） ※従量料金（じゅうりょうりょうきん）のみ減額（げんがく）の対象（たいしょう）となり、基本料金（きほんりょうきん）は減額（げんがく）の対象外（たいしょうがい）となります。	・宇都宮市電子申請共通（うつのみやしでんしんせいきやうつう）システムによる申請（しんせい）（添付書類（てんぷしるいふよう）不要（てんぷしるいふよう）） ・紙（かみ）で提出（ていしゅつ）する場合（ばあい）は「水道料金等減額申請書（じょうげすいどうりょうきんとうげんがくしんせいしよ）（様式（ようしき）第（だい）3号（ごう））」	上下水道局（じょうげすいどうきょく）お客（きやく）さま受付（うけつけ）センター （633）-1300

4 農業（のうぎょう）・商業関係（しょうぎょうかんけい）

制度（せいど）の種類（しゅるい）	支援（しえん）の種類（しゅるい）	対象（たいしょう）・内容（ないよう）	用意（ようい）する書類（しよるい）	問（と）い合（あ）わせするところ
緊急災害対策（きんきゆうさいがいたいさく）特別資金（とくべつしきん）	貸付（かしつけ）	【対象（たいしょう）】 宇都宮市内（うつのみやしん）に 事業所（じぎょうしよ）がある 中小企業者（ちゅうしょうきぎょうしゃ）で、融資（ゆうし）申込（もうしこ）みの日（ひ）の 1 年前（ねんまえ）の日（ひ）から、申込（もうしこ）みの日（ひ）までに、地震（じしん）、激（はげ）しい雨（あめ）、その他（た）の 異常（いじょう）な 自然現象（しぜんげんしょう）で 起（お）きる 災害（さいがい）の 被害（ひがい）があり、宇都宮市（うつのみやし）の り災証明書（さいしょうめいしよ）などを 交付（こうふ）された人（ひと） 【内容（ないよう）】 自然災害（しぜんさいがい）で 被害（ひがい）があった 宇都宮市内（うつのみやしん）の 中小企業者（ちゅうしょうきぎょう）の、再建（さいけん）に 必要（ひつよう）な 運転資金（うんでんしきん）・設備資金（せつびしきん）を 融資（ゆうし）するもの	・申込書（もうしこみしよ） ・市税完納証明書（しぜいかんのうしょうめいしよ） ・最近期（さいきんき）の 決算書（けつさんしよ）の 写（うつ）し ・市（し）が 発行（はっこう）する り災（さい）（被災（ひさい））証明書（しょうめいしよ）、その他（た）の 被害（ひがい）を 証明（しょうめい）する 書類（しよるい）、写真（しゃしん） 【以下（い）か）、設備資金（せつびしきん）の 申込（もうしこ）みだけに 必要（ひつよう）な 書類（しよるい）】 ・見積書（みつもりしよ）、カタログまたは 平面図（へいめんず）の 写（うつ）し ・施設（しせつ）などの 新築（しんちく）または 増改築工事（ぞうかいちくこうじ）を 発注（はつちゅう）する 場合（ばあい）は、建築確認済証（けんちくかくにんずみしよ）の 写（うつ）し	商工振興課（しょうこうしんこうか）（632）2433・2434
農業災害補助金（のうぎょうさいがいほじょきん）	助成・補助（じょせい・ほじょ）	【対象（たいしょう）】 農作物（のうさくぶつ）と 農用施設（のうようしせつ）などの 被害（ひがい）で 減（へ）った収穫量（しゅうかくりょう）が 平年収穫（へいねんしゅうかく）の 30/100以上（いじょう）または、損失額（そんがいがく）が 被害（ひがい）を 受（う）けた 価格（かかく）の 30/100以上（いじょう） 損害（そんがい）を 受（う）けた 農業者（のうぎょうしゃ）など 【内容（ないよう）】 病虫害防除用農薬購入費（びようがいちゅうぼうじょうのうやくこうにゅうひ）、樹草勢回復用肥料購入費（じゅそうせいかいふくようひりょうこうにゅうひ）、被害農作物（ひがいのうさくぶつ）取（と）り片（か）たづけ作業費（さぎょうひ）などの 補助（ほじょ）や 経営資金融資（けいえいしきんゆうし）への 利子補給（りしほきゅう） ※栃木県（とちぎけん）農業災害対策（のうぎょうさいがい）特別措置条例（とくべつそちじょうれい）が 適用（てきよう）された場合（ばあい）	・申込書（もうしこみしよ） ※内容（ないよう）で 追加書類（ついかしよるい）が 必要（ひつよう）な 場合（ばあい）が あります。	【補助（ほじょ）について】 農林生産流通課（のうりんせいさんりゅうつうか）（632）2457 【利子補給（りしほきゅう）について】 農業企画課（のうぎょうきかくか）（632）2473
土地改良事業等補助金（とちかいるいじぎょうとうほじょきん）（災害復旧事業（さいがいふっきゅうじぎょう））	助成・補助（じょせい・ほじょ）	【対象（たいしょう）】 地震（じしん）、大雨（おおあめ）などで 被災（ひさい）した、農地（のうち）や 農用施設（のうぎょうようしせつ）の 復旧工事（ふっきゅうこうじ） 【内容（ないよう）】 復旧工事（ふっきゅうこうじ）に 必要（ひつよう）だった 費用（ひよう）の 1/2 を 補助（ほじょ）します。 ※災害規模（さいがいきぼ）で、内容（ないよう）が 変（か）わる 場合（ばあい）が あります。	・申請書（もうしこみしよ） ・位置図（いちず） ・工事見積書（こうじみつもりしよ） ・被災状況（ひがいじょうきよう）が 確認（かくにん）できる 写真（しゃしん）	農業企画課（のうぎょうきかくか）（632）2474